

船橋市性感染症検査事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、性感染症に関する特定感染症予防指針（平成12年厚生省告示第15号）に基づき、性感染症（梅毒、性器クラミジア感染症）検査の実施に関し、必要な事項を定める。

(検査申込み等)

第2条 検査申込み、検査手順の説明等は次の各号に掲げるところにより実施するものとする。

- (1) 検査は、HIV検査に付随して行うものとする。
- (2) 検査を担当する保健所の保健師（以下「検査担当者」）は、検査希望者（以下「受検者」）に検査説明及び問診を行い、検査の性質に対する理解を得るとともに、検査を受ける意思を確認する。
- (3) 受付は、受検者に検体番号を記載した「性感染症検査申込書」（①保健所控）に必要事項を記入させ、検査手順を説明する。

(採血)

第3条 採血は、次の各号に掲げるところにより実施するものとする。

- (1) 医師（保健所の医師を含む）の指示の下に、採血行為の資格を有するもの（以下「採血者」という）が行う。
- (2) 採血者は、受検者に性感染症検査申込書に記載された検体番号と採血管番号に記入誤りがないことを確認する。
- (3) 採血量は、5～6ml量を静脈から無菌的に採血し、穿刺後の穿刺部位の確認ならびに安静等について指導を行う。
- (4) 採血者は、検査結果の説明時に検査申込者であることを確認するために、検査申込書（②本人控）を受検者に交付する。

(検査)

第4条 検査は、次の各号に掲げるところにより実施するものとする。

(1) 梅毒

- (ア) 梅毒のスクリーニング検査は、保健所健康危機対策課検査係（以下「検査室」という）が行う。
- (イ) 検体を検査室に搬入するときは、検体に性感染症検査申込書（①保健所控）を添えて、検査室に搬入する。
- (ウ) 検査室は、梅毒検査の結果を性感染症検査申込書（①保健所控）に記入し、当該検査申込書により、検査担当者へ伝えるものとする。

(2) 性器クラミジア

- (ア) クラミジア病原体検査は、委託検査機関において実施する。
- (イ) 受検者は、検体番号が記載された尿カップに尿を採取し、検査室に提出する。
- (ウ) 検査室は、採取された尿を専用容器に移し、採血者が記載した委託検査機

関の指定した様式に検体を添えて、検査室の担当職員から委託検査機関に引き渡す。

(結果の説明)

第5条 検査結果の説明は、次の各号に掲げるところにより実施するものとする。

- (1) 検査結果の説明は、原則、受検者が電話で問い合わせ、これに応じて口頭で行う。受検者が希望した場合は、面接により口頭で行う。
- (2) 検査結果の説明を面接で行う場合は、プライバシーに配慮した部屋において行う。
- (3) 検査担当者は、受検者が持つ検査申込書(②本人控)と性感染症検査申込書(①保健所控)を照合し、本人であることを確認したうえで、検査結果を説明する。

検査結果に応じて医療機関の紹介等必要な支援を行う。

(採血者の感染防止)

第6条 採血者は、採血に使用した注射針、採血した血液等の取扱に十分注意し、注射針等により自らの身体を刺傷することがないように細心の注意を払わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、採血者が誤って注射針等により自らの身体を刺傷したときは、直ちに、別に定める針刺し事故防止マニュアルにより適切に対応しなければならない。

(個人情報の保護)

第7条 検査に携わる者は、個人情報の保護、人権等に十分配慮しなければならない。

(感染性廃棄物の処理)

第8条 注射針等の感染性廃棄物は「感染性廃棄物の適正処理について」(平成16年3月16日付環産産発第040316001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知)に基づき、適正に処理しなければならない。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。